春日大社所蔵『弘安五年御進発日記』(下)

藤 原

一、□訴条条開眉間事 「本^力」 注進 春日御神木御帰 翻刻 宮寺、被尋究両方是非之後、業連一よ(金) 廣民部□□蘇連, 佐々木対馬前司氏信、令上洛、甲斐備前々司時秀、佐々木対馬前司氏信、令上洛、甲斐備前々司時秀、佐々木対馬前司氏信、令上洛、 仍云大隅云薪園、以関東一円之地事、大隅・薪両庄之堺連々確論、 馳下関東畢、 稱□ 勅許、寺間不落居者歟、 ^[無] 勅許、寺間不落居者歟、 芸国於当寺之由、雖被下 陸 神人五人被宥免之、 四人、去年二月之比被配流畢、 門尉清継備後国、 御返事歟、 関東之処、 永代静謐之基歟、 或被止八幡検校妙清法印社務、 (前号に続く) 春日御神木御帰坐事弘安五年十二 同年六月下旬之比、武家御使三人 仍七日被下 而十二月五日帰洛、 ・大瀬藤内兵衛尉知国^{伯蓍国}、已上 頼重・職直罪科事、 以関東一円之地、# 加之、或被付相論堺於当□領大隅 院宣稱、 業連一人同九月下旬之比 院宣、 仍被 其上所被召置之大隅庄 同六日被申武家 度度珍事、 或可被寄附安 月廿 共可被立替、 興福寺訴訟間 本訴条条猶 云当寺云 任申請処 仰下事由於 職 前 可 由斯 29 ウ 30 オ □卿流刑事、 所被 仰下也 之由、 間 頼 申 御迎者也 被配流之由、 延引畢、 寺御旅所、旁依為難治、 有承□之気、猶依不一揆、 仍十七日御帰坐事重被勧 法印者即解官、以別当守清法印被転任検校畢 皆以不快云云、件日無相違之様可有其沙汰之由、 御帰坐日次被相尋之処、 奉帰坐神木者、依 流刑云云、此上不日奉帰坐神木、 事無所残預]訴事 似重 越後、 関白殿之状如件、 仰下也云々、 可有御下知之旨 長者殿下已下氏諸卿者、 然間同日午剋 職直土左、 院宣如此、 重被下 猶依無 聖断之間 雖然妙清法印改補并源家 如此候也、 勅許、 此上者の勅定、 長者宣執達如件、 源氏公卿資平・具房等卿可 同礼紙状云、 十七日御帰坐事、 来十七日為吉日、 院宣畢、 色々供奉行人不及参向之 仰下間、 院宣所候也、 同廿日衆徒皆悉参 寺門不落居之間、 既雖有御出仕法成 同日同時 可遂行寺社仏事「神脱カ」 此上者条条大訴 寺門少々雖 配流国 **忩相触満寺、** 同礼紙云、 以此趣可被 長者の稱、 其外前後 臨時俄令 於妙清 同 可 31 オ 31 ウ 30 ウ

重 雄

同廿一日、□□、衆徒自惣社辺参金堂前、 一、同廿一日、 長者□殿兼平 上衛□殿兼平 上衛□殿東平 大納言品 大納言品 大雨、 蜂起事、 推移時剋、 御下知、 行役事、 抑南鄉神人春明与北鄉神人守元一御神木路次御 电 堂前庭上上為東於上首、為西於末座、北向上御烈参、堂前庭上上為東於上首、為西於末座、北向上御烈参、 而於法成寺惣社之辺吹貝、 所司琳賢被相触社家畢、 定両方是非之処、 凡縡之厳重非所覃言語者歟、 長者殿下一上以下氏公卿・ 長者殿下已下氏公卿御参詣法成寺御旅所并衆徒 同前 能図、 一間余於北程向西、 長者殿下已下氏公卿御座席次第事 以下所司被相触之間、 |四本被立之、 自亥剋天晴畢 下段ニ掲グ 守元猶不叙用之、仍可令解神職之旨、 十二月廿日丑時、 Ħ 依有相論、 既天明畢、 殿 寅時、 中御門大納三 (長雅) (長雅) (長雅) (長雅) (長雅) (長雅) 明日廿一日、 春明得理之間、 **僉議在之、** 氏公卿御出仕御交名事 F御門大納言 長者殿下并衆徒御糺 雖然猶依奉抑留御行 今日上洛之衆徒即有蜂起 仍済々群集又 殿上人御参会在之、 勧出畢、 分御供如法丑時被備進□ 公卿御座者床上上 社司等又可勧出庭中之 可従其役之由雖有 左殿太信嗣 (信嗣大) 大原御 (信嗣大) (元十二年) 大原御 (元十二年) 大原御 (元十二年) 大原 (元十二年) 大原 (元十二年) 廿日終日雖為 自 . 庭中仁 殿下御前 大納言 自衆徒以下 即金 32 オ 34 才 33 ウ. 32 ウ 33 オ 長者殿下御座 自是東於為上首、西於為末座、諸卿列座在之 床二少〔小〕 文高麗被敷之 幔 ○柱松 O柱松 東 西 ●柱松 О柱松 褔 金堂壇上 33 才 34 オ

# 本主定權(() (312)	若宮神主従五位下中臣祐春 ^{重服、} 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事 一、自法成寺至平等院行列并御行粧事	本預從五位上中臣祐広老体、 作主從四位上大中臣福良 一、同日不参社司事 一、同日不参社司事	□、 同日見参社司事 □、 同日見参社司事 □、 同日見参社司事	(公守) (公守) (公守) (公守) (公守) (公守) (公守) (公守)
	東衣神人等奉持之、 和鉾一本□錦袋 入之、 入之、	五位上中臣祐秀五位上中臣祐秀五位下中臣能居五位下中臣能居		寺三位 宰相中将言
	、 解	次白人神人八十人二行(③)青葉御榊人別奉捧之、同音警蹕在之、次白人神人八十人二行(⑤)青葉御榊人別奉捧之、同音警蹕在之、次本社并散在神人三百余人二行(⑥)青榊·枯榊二本充奉持之、警蹕同之、次御神宝(⑥)本社神人九人奉持之、但御神木前"各別"奉捧之、祭」同之、次御正体一御殿正預祐貫 二御殿権預祐哀等捧抱之、『覆⑥⑤◎□、《四御殿権預祐夷 若宮御殿権預祐哀等捧抱之、『覆⑥⑥◎□、《四御殿惟預祐寿 若宮御殿権預祐哀等捧抱之、『理》⑥◎□、《四御殿惟預祐寿 若宮御殿権預祐哀等捧抱之、『画》⑥□、《四御殿惟預祐夷等捧抱之、『画》⑥□、《四御殿惟百祐青》(四御殿惟百林人以本广》(画)	興馬歟、二疋之内 ②開門・御節・御 ③開門・御節・御 一個節・御 一個節・御 一個の一個節・御 一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一	師子舞、③ 次皇舞③其体如散手面、③ 最前º捧之、京都在地人等為御幣臨時進之歟、

難治之間、自或五条或七条之辺乗馬、 氏人等勤仕之、社司等暫雖歩行供奉、 于中御門之辺者、 可奉成御行之由依計申、治定其儀畢、 参会平等院畢、 於氏人等者、至于宇治太略 社司等従其役也、 其後者 長途 付閑道 雖然至

歩行云々

次聖僧 入之、又足駄等同持之、此外前後二行『扈従之古年童 古年童一人道具・杖奉負之、但今度赤地錦袋で奉

百五十余人云々、衣裳浄衣、

次衆徒 次下所司十余人、為衆徒之前陣、黒袍、白裳、歩行、 或閑道或相交衆徒云々、 裹頭歩行、人数不知其数、八町余二充満云々 七大寺同混合、 但前陣・後陣二切上供奉、僧綱并寺官等 諸卿歩行御供奉之間、 乗物

有其恐之故歟

次公卿 左大臣殿、至于大炊御門辺歩行御供奉云々、其外公卿 長者殿下、 自南大門被召御輿、 自閑道御参会平等院、

次殿上人同前

面々被任御意歟

、路次事

洞院於南、至于九条、 極、京極於南、至于中御門、中御門於西、至東洞院、 金堂前池東堤於廻天出御南大門、自南門近衛於西、至于京 大和大路。至于稲荷伏拝、 至于河原、 河原於東、至田中明神北大路、北大路於至于大和大路、 九条於東、至于富小路、 自稲荷伏拝深草東路於通 富小路於南 東

、着御宇治事^{未初点、}

38 ウ

所奉祝之、 弁経頼朝臣、 平等院依有五体不具之穢、北門前上三間仮屋引被立之、極華 北門西脇上三間之片半屋、奉入之 而勝手神輿前陣之間、無何正面中門、奉舁入之、仍奉行 問答子細之処、 西間上勝手神輿、東間上聖僧各奉安置之、布留人 奉舁出之畢、 仍正面中門上本社五

37 ウ

御参会公卿事

□大将殿 □ 右 同 有 門 督 殿下但無御出仕、 修理大夫 洞院中納言 内大臣殿 二条中納言 藤宰相 大炊御門大納言 左大弁宰相 大炊御門中納言 中御門大納

、平等院仮殿指図并諸卿御列座在所等事

(指図、 次頁ニ掲グ

38 オ

仮殿[□]、為御壁代三方ヒ荒薦引廻之、無之、御床□并地 [ヒヵ] (同前

勝手・聖僧等御分長二丈幕、 荒薦敷満之、又大幕一帖長六丈、御前上引廻之、布留 任先例可有其沙汰之

社五所御床上用之、又二脚、御供御棚上用之、真四尺五寸、広一尺八寸、 用意之云々、仍以一帖令通用之歟、御棚七脚内二脚、本 処、今度無沙汰之間、 一重雖相尋子細、依為片時御事、 不

又二脚、布留・勝手両御方、各一脚充也、 棚也、勝手御輿安置御床,自法成寺令所持者歟、 是御供備進御

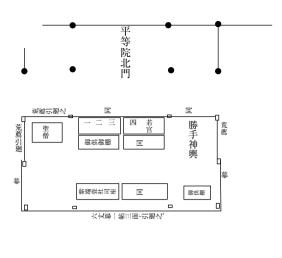
リニ ※ [者紫カ]・聖僧御棚一脚、 司等座□□端畳二帖、 五帖或八帖云々、而今度、 広□尺、低三尺、道具等此上上奉安置之、但高一尺、長三尺、道具等此上上奉安置之、 本社御前仁敷之、 云紫端、云白端、 先例或 鋪設其数不足

社

(40 ウ

然而無程御退出之間、 平等院仮殿御供式目事未剋備進之、 居御菜五種精進、 不及其沙汰者也 御箸備之、重一前点

> 39 オ 40 オ 39 ウ



0000000000

内大臣殿已下為南於上臈、為北於下臈、東向上御着座在之、被懸御尻、 御参無御出仕、但宇治+御一宿、翌朝御帰洛云々! 暫雖有御列座、及晩頭之間、御供以前御帰洛、

布留御在所 _

_

于御前之間、

不及着座、 社司屋云々、

_

39 ウ

出御平等院仮殿事酉刻、

臨于時入五瓶玉面々進之、

目如本社、又於御酒者、

彼是之御分少桶一口上入之、三提、

而

御分 勝手○一瓶、聖僧一瓶也、 本社若宮御分二瓶、布留御分一瓶、 本社若宮御分二瓶、布留御分一瓶、

緒 者 敷、

布留六前、

・勝手二前、加若宮定、

・聖僧一前、其色

者平等院仕丁冠"赤狩衣、 打敷絹二切加若宮御方定、 御幣五本加若宮御方定、

掌領、

同寺中綱黒葱、勤仕、

而今度

散米二折敷同、

膝突布二段同

白杖役院雑掌勤仕之、有警蹕、

前々

依寺内触穢、毎事自京都御沙汰間、当寺□人等不相

行列并御行粧事如京出、 但衆徒先立済々下向本寺之

間、 京都役以後馳参本社畢、 人数不幾者歟、 権預祐秀又為本社今日廿一日、 抑一御殿役正預祐貫 旬御供

二御殿役権預祐家、三御殿役権預延秀、四御殿役

又以相論之間、於一御殿役者、氏人祐貞・能春・祐村 等院鳥居之辺、擬奉渡神人等手之処、 権預祐良、 若宮役権預能国勤仕之、台覆面任例於平 春明・守元

40 オ

判官近泰壹鼓打之、其後寅一点着御于本社、

至于本社二鳥居柱松一町上一所立之、又於東御門前

及深更者歟、

役者神人春方・三御殿同春世・四御殿同末春・

若宮同利春等自鳥居令勤仕之、当日雖無風雨之難、

然而於木津仮殿者無入御、凡自草鞋野

祐興等至于本社長途相替天従其役畢、

但二御殿

41 ウ

42 オ

春日大社所蔵『弘安五年御進発日記』(下)(藤原) (105)

御菓子八種在糖、 追物八種精進、 已上行重、重一前上備之、 御汁一備之、重一前二

御酒器折敷作居天進之、 於宇治殿、御酒先例入少桶、五所、面々

其沙汰之間、任京都例毎事備進之、

41 オ

角
題
Τ

山之時、 御神宝者、 而終夜延年奉寵之、同廿五日辰時、 勝手御分赤糸、行賢法眼沙汰、其上布留御分黒糸、清実法眼沙汰、其上 聖僧者入□寺□云々、「内」 安置之、 手両神者、 南門如以前祐貫以下従其役而如元奉入畢、 同廿四日為御引出物鎧各一領充皆馬、被奉献之、 奈良中至京終、 同廿五日奉納社庫畢、 其夜社司等依窮屈早出之間、 自一鳥居着御興福寺南大門東西脇 衆徒奉送之、 彼両社中三箇日御逗留于南 廿四日夜、衆徒参上南大門、 役人執行正預祐貫 希代珍事也、本社 両神御帰坐于本 暫移殿 布留 勝 副 42 ウ

に加えて、 ○頁に一部図版掲載。本所では、 田氏寄附」とあり、 よる)。将来の本格的な修補が必要な史料の一つである。ラベルに 完全に綴じ直さず括り紐で束ねている(二〇〇〇年、本所・中藤靖之に おいて借用修補を行って、両面書きのため片面に薄手の仮の補紙を当て ろ表紙に相当する一丁欠か)。 四頁に著録、 記-二三。綴葉装一冊。三〇・五×二三・〇。原表紙共全四三丁 二〇一七年にデジタル再撮影を行い、 『春日社を映す鏡』(春日大社宝物殿、 塚田武馬氏寄贈本。 虫損が甚しく披見も困難であり、 修補前・途中のマイクロフィルム撮影 『春日神社記録目録』(一九二九 図書室にて閲覧に供し 一九九六年)一 本所に

とから、 間の神事日記 基本的な経過については、 のに相当すると考えられ、神木入洛について詳細な記述があり、事件の 木が動座して京都の法成寺の仮殿に滞在中から、南都へ帰座するまでの 一九四七年)六四~七〇頁に「祐賢の手記」として内容が要約されたも 史料の全体は今回が初めての翻刻になるものの、 全く未知の史料というわけでもない。 (『続々群書類従』三) 弘安五年(一二八二)五月一日より八月二十一日 (別記)である。 後述の海津一朗氏の研究と併せて、 永島福太郎 に「祐世記抄」として引用されているこ 『春日社家日記』 部は (高桐書院 O, 両者に譲 春日神

十三日条には、「依_|親父祐賢黄疸所労_|、下¬向南都_|之間、各一族悉令_|後半部に対する識語である。前半部(前号に掲載)の末尾である八月二(man)が、おおよそは中臣(今西)祐世による記録としてよい。奥に「二」されるが、おおよそは中臣(今西)祐世による記録としてよい。奥に「二」共紙原表紙左下に「祐世之」の署名があり、記主ないし所持者とみな共紙原表紙左下に「祐世之」の署名があり、記主ないし所持者とみな

下向 事等以下事不」及「注置」、」と日次の神事日記を書き継ぐことはできず、 弟の祐親らは共に京都を離れて奈良に下向し、 転写して、後半部としたのである。 ありさまの詳記を入手し、それを「仍以,,其本,,注,,置之,,也、」と続けて 令,,注進,之、」と、祐世の兄祐春が中臣 「但御帰坐事、正預祐家〈其時者権預□、〉舎兄祐春被」尋,|件式,|之処、 | 畢、」とあって、 中臣 (千鳥) 祐賢の息祐春・祐世、 (辰市)祐家に依頼して帰座の 「仍其後於」 ||法成寺 それに祐賢 御神

作成したのが誰かははっきりとしない。つまり祐世その人の日々の記録 東家の能清四男の能茂・能兼 都を不在にしている期間があって、若宮神主役は主に中臣氏人の能道(大 とあって、この間は南都にあったと考えられ、翌十八日から再び神事に ばらく神事へ出仕している様子が見えず、七月十七日条に「祐世上洛」 ている。五月二十三日条には「今朝祐世下┐向南都、」とあり、 親〈親父代官也、〉」として祐賢弟(祐定五男)の祐親が続けて代官となっ 没している。本記でも、五月二十二日条では和気師成の診察を受け、 職を辞して祐春 は、 とあり、同二十五日条まで神事奉仕の形跡がない。祐春・祐世ともに京 在期間は祐春が記していたのであろう。ただ祐春も六月二日条に「下向 奉仕と奈良での留守を勤めていたとみられる。本記でも、 条まで祐春の名は見えない。祐春・祐世の兄弟が交替して京都での神事 奉仕している。入れ違いに同日には、「祐春下向」とあって、八月四日 へ下向する直前の八月十三~十五日・二十日・二十二日条では「若宮祐 九日条「若宮祐世 月二日条では「親父所労」により若宮祝役には代官が立てられ、 前半部の日次記の記主についてもう少し詰めておくと、祐世の父祐腎 当時六十四歳で病に侵され、この弘安五年九月十九日には若宮神主 (もと祐治、 〈親父代官、〉」と祐世も代官を勤め、また祐賢が南都 時に三十八歳)に譲り、 が勤めている。この間の元となる記録を 同年十一月三日に 祐世の京都不 七月十 以後し

る日次記の本質であることをよく示している。などが代筆する例はしばしばある。日々の神事奉仕の記録が、社家によなろう。近世の春日社司の神事日記では、記主が不在期間中の記録を子のみならず、千鳥家として日々の神事奉仕の記録を祐世がまとめたとに

章があげられる。 七五年)も、この嘉禎の相論を具体的な素材とした。近年では、 大住両荘の争乱を中心に―」(『日本中世の国家と宗教』岩波書店、 おり(九一~一一〇頁)、著名な黒田俊雄「鎌倉時代の国家機構―薪・ 前掲永島著では嘉禎元・二年(一二三五・三六)の経緯を詳しく扱って 領薪園(荘)との激しい相論に端を発している。両荘の相論については 「鎌倉後期の国家権力と悪党―弘安の大隅・薪荘境界争論をめぐって―」 『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』(清文堂、二〇一六年)第一・四 この時の神木動座は、 に弘安四年より五年にかけて神木動座に関する記事がみえ、 一方で弘安年間の相論については、 興福寺領山城国大隅 (大住) 荘と石清水八幡宮 『勘仲記』 木村英

四月から六月記を欠くため、 なしで参看できるようになっている。 訂 四年冬記―翻刻と注釈―」(『同』一八、二〇〇六年)、高橋秀樹ほか校 刻と注釈―」(『鎌倉遺文研究』 一四、二〇〇四年)、 している。 大成』では未刊であった部分の (悪党研究会編 『史料纂集』二(八木書店、二○一○年)で、より正確な本文を省略 海津論文以降、 『悪党の中世』岩田書院、 村井章介ほか「『勘仲記』 本記により復元される事件の基本的な経緯 『勘仲記』も利用しながら、 ただし『勘仲記』では、 一九九八年) 同「「勘仲記」 弘安四年秋記-翻 は、 経緯を整理 弘安五年 [増補史料 弘安

も少なくはない。

重科 大宮家の系図では「守職、〈本名守元〉」と載せる。(2)32ウ・33オ、37オ・ウ、42オ参照)。北郷の守職については、がある(本記32ウ・33オ、37オ・ウ、42オ参照)。北郷の守職については、 殿役の神人を春明と記して、「南郷常住、 参看できる分には原本に相当するものが含まれていないようである)。 事例となろうか(未精査であるが、神殿守の大宮家文書目録・写真帳の 詳しく分からない。記主は不明であるが、三惣官のみならず「権神主殿 一]では、表紙貼紙に題名を記すのみで本文を欠き、祖本の様態などは 第二輯上)に九月二十五日・十月二日、 日条の記事がある。宮内庁書陵部所蔵の『続群書類従』原本 「権預殿」との表記があり、 また短い記録だが、『弘安四年春日入洛記』(『続群書類従』 『弘安四年春日入洛記』では、 依」之至二若宮ノ御体『御体五所』分『氏人御沙汰也、」と注記 内容的にも神人層の記録として比較的古い 帰座の際の神人の相論について、一御 翌年正月十三日・十二月二十一 但守職及,,相論, 依守職致」処 [四五三— 巻三五、

以下はそれに拠る。 安五年十二月廿一日〉」の るが、参照できた史料編纂所謄写本 [2071.60-2] で若干校訂が可能で、 冒頭に触れた 『続南行雑録』 本号掲載の後半部 「同廿日衆徒皆悉参;)御迎;者也、」 (『続々群書類従』三)「祐世記抄」 「注進 春日御神木御帰坐事 32 オ であ 宖 ŧ

> どが本文として繰り込まれたようである。 も伝わらないことから、『続南行雑録』にまとめられる抄録の作成では、 安五年御進発日記』の欠損箇所を空格としており、 でを、 記』に該当する記事はみえない。この出所は未確認だが、錯簡や貼紙な かでの怪異についての短い年代記的な記述があり、 本史料自体を参照している可能性が高い。 冒頭に嘉応二年の『平家物語』殿下乗合で知られる件と、多武峯ほ 一部を中略して引用する。『続南行雑録』では「当□≒ 『続南行雑録』「祐世記抄」で 「祐世記」 『弘安五年御進発日 の他写本

年次であり、留意されよう。 南行雑録』では 四七五一号)。 この箇所で「仍七日被下院宣稱」と引用されている院宣は、 「祐春記抄」に完全な形での引用がある(『鎌倉遺文』 『祐春記』として原本・写本は伝存していないと思しき 同じ

院宣案文

斯、 興福寺訴訟間事、 以此趣可被申関白殿之状、 座神木、 謐之基歟、頼重・職直罪科事、 仍云大隅庄云薪園、 可遂行寺社仏神事之由、 大隅・ 以関東一円之地、可被立替、「共脱カ」 薪両庄之界連々確論、『堺』 如件、 任申請処流刑云々、 可有御下知之旨、 度々珍事、 此上不日奉帰 院宣所候也 可為永代静 而

十二月七日 権大納 言経任素

権右中弁殿

配流国、 頼 が重、 越後 職直、 如此候也

述をまとめて掲げておく。 ここで、 神木動座をまとめた代表的な記録から、 弘安四・五年度の記

○国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書『神木動座之記』

也、公達廿一人・殿上人九人供奉、僧綱参共無所見云々 弘安四年九月廿五日、 同六日着御法城寺、 遷坐木津、 次年十二月廿一日御帰坐、 依大隅庄訴訟也、 同 寺訴悉成熟故 ^[就] 号二日進発

0 同一

弘安四年九月廿五日、戊剋、 当寺領大隅庄神人時景於薪庄民 衆徒参御社、 (後欠) 奉下御神於木津仮殿、 件

○春日大社ほか蔵『古今最要抄』(5)

引之故也、 同四年九月廿五日、戌刻、 人時景於薪庄民依搦捕、 同六日、 同十月二日、 遷御法成寺、 可被断罪件下手人等之由訴申之、 子剋、 御進発泉木津、 着御宇治平等院北門、 翌年十二月廿一日、 子細者、 当寺領大隅庄 御帰座、 同四日、 而聖断遅 着御 神

○国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書 『神木動座度々大乱類聚』 (尋

尊編) 尊編) 寺僧等被懸散了、 木津、十月十三日到着字治、 依大住・薪両庄堺相論、 四日入洛、 九月廿五日神木自社頭着御 而於稲荷山辺為武士神木・

同五年壬午、 十二月廿一日帰座、 寺社訴訟条々裁許

一、弘安四年九月廿五日御入洛、同五年同長者同寺々恵信 (称念院殿) (称念院殿) 大宮家文書「春日神木御動座年表」

同五年十二月廿一日御帰坐

る最後が弘安度である。 また徳治三年(一三〇八) 五月日 「興福寺奏状」で先例六箇度をあげ

有沙汰、 同日、 仍致狼籍之輩、佐藤四郎兵衛尉同五年正月晦日、 恩田四郎左衛門尉同 委被執申 月七日、 疵失命、 薪園両庄堺相論事也、武士奉防御示、神木令触穢給、衆徒・神人被[禦] 弘安四年十月四日御入洛、 以上五人不知実名、 ・阿原口入道同八日、 或児童被面縛、 被処遠流、 公家、於相論之堺者、 頼重越後、・ 蒙神罰立トコロニ死已畢、〔亡〕 或僧綱及恥辱、 ・三浦介十郎同十四日、・宗像四郎兵衛尉、 初着御稲荷宮、後遷御法城寺、是大隅· 職直、 任申請預裁許、 土佐、 粗検其凶悪、 仍同五年十二月廿 然間関東御使上洛 於濫吹之輩者、 相同今度儀 三日

賢は先に触れたごとく弘安五年には没している。近い時期で可能性ある と読んで(あるいは史料編纂所で)書名が付せられたようであるが、祐 を受けた祐賢が、寛治五年の神木入洛でも病死者が多数出た話を聞いて に五十三歳で権預を辞し、没年は不明だが、 となる。 ている。末尾の方は書継のようで、最も降る年紀は貞治六年(一三六七 た事例を列挙し、「神木御入洛等事」として代々の経緯を簡略にまとめ えておく。前欠で、祭神を説明する社記に続き、春日の神が武威を顕し に引用され、全体について詳しい検討は機会を改めるが、若干説明を加 人名を探すと、祐照 _3012-59])にみえる。この史料は、一部が『大日本史料』第六編など これとほぼ同文が、千鳥家蔵『春日神主祐賢記』(ママ) 『弘安五年御進発日記』 識語として「中臣祐□」と難読の文字があって、これを「祐賢 (祐春男の祐臣二男)がおり、文和三年(一三五四 の五月二十一日条には、 ひとまず「祐照」と読んで (史料編纂所影写本 和気師成の診察

罰としてのニュアンスで凶事が記録され、瞬く間に噂が広められる様を いるように、七月一・十三・十五・十九日、 八月十三日条などにも、 神

日記」として弘安六年正月からの記事が続く。 年御進発日記』と重なる記事があり、 位下祐春 記弘安四年之比今,類聚,之、正安三年七月晦日清書之、若宮神主正四 題に「嘉禄」とあって、弘安三年九月の記事の後ろに中臣祐春の識語 と考えられる。同史料は中臣祐春の家記および自記による部類記で、(9) 鳥家所蔵『春日清祓記』(史料編纂所影写本[3012-19])に類するもの の支配について、「先例注文并委細事、祓日記ニ在之、」とあるのは、 この他の関連史料としては、 (花押)」があり、 弘安五年五月十二日の記事として 七月十四日条に牛死穢による清祓の祭物 以降には 「祐春社務之後細々清祓 『弘安五 此 内

まず武家に関して。 本記から知られる細かな事象について、 覚書にしておこう。

録するのは、 (14オ) に佐藤業貫 東使が入洛すると、宿所・年齢、従者の人数を含めて一種定型的に記 (同) に佐々木氏信といった次第で、各々の人物の年齢・事績などに 京都・南都側での情報伝達を想定させる。六月二十二日 (連)、 同二十七日 (15オ) に長井時秀、 翌二十八

情報を加えるものであろう。

簀藤入道については不明である。 北条時村の被官という。七月二十九日条 京人筆頭として探題に次ぐ地位にあった。 (姓未確認)である 事件の責任を取らされて流罪となった武士は、長井頼重と弾正忠職直 (30ウ・31オ)。頼重は六波羅探題の評定衆で、 (22ウ・23オ)の武家奉行人の 職直は六波羅探題北方である 在

七月四日条 16 オ には二条大宮の篝屋、 同十九日条 21 オ には七

る

(43 オ)。

降も、小早川家の代々の譲状に見えている。 美作三郎雅平」とみえ、七条大宮の篝屋は応永二十一年 う。『勘仲記』弘安三年五月九日条に新日吉小五月会の射手に 条大宮の篝屋が見えるが、後者の美作三郎は、小早川雅平に比定されよ <u></u>四 「小早川

その他に興味深い記事の若干に触れておこう。

果たせず追い返された時期である。『一遍聖絵』が触れていないことで 四月十六日の四条京極での踊念仏とされており、 あるのか、類似した聖の存在を認めるべきか、後考に委ねたい 前にて踊ったという。『一遍聖絵』によれば、一遍の入洛は弘安七年閏 五月二十七日条(9ウ)には、「オドリ上人」八人が勝手明神の仮 弘安五年は鎌倉入りを

であっただろうか。 世紀の第二四半世紀頃の制作で考えられている。雌雄一対で、 メートルで、一尺許という本記事の作鹿は、これよりもやや小さいもの がたゆたう様にも相応しい。像高は牡鹿五一・六、 ようであり、高山寺像自体にそうした機能はなかったようだが、香の煙 は四肢を折ってうずくまり、 寺所蔵の神鹿を想起させよう。明恵在寺中ないし没後間もない頃の十三 いるが、「内に香ヲタキテ口ヨリ気ヲ出」すものであったという。 七月七日条(16ウ)には、 首を伸ばして口を開け、声を発してるかの 神前に「高一尺ハカリナル作鹿」を供えて 雌鹿四六・四センチ

弘安二年七月十一日条より成寿とみられる。 八月六日条、法成寺の執行(25オ)に傍注が漏れているが、 動伸

奉の引出物として興福寺より鎧が奉納され、 供奉する「鉄御盾」(36オ) さらに興福寺食堂に祀られる聖僧像についての記述が散見する。春日神木の動座へ供奉した吉野の勝手明神と石上の布留明神の は古墳時代の作とされる神宝であろう。供 延年のもてなしを受けてい の神

いないため、これは採らなかった。その他、通行に倣う。 筆で丁数を記入しているが、途中で数字を重複し、最後まで付けられて 注を省略した。家名は用いないつもりであったが、前号掲載分に「鷹司」 注を省略した。家名は用いないつもりであったが、前号掲載分に「鷹司」 注を省略した。家名は用いないつもりであったが、前号掲載分に「鷹司」 がる本文丁もあることから、表紙を一丁と数えている。ノドの部分に後 兼平など不統一は意図的なものでない。綴葉装で、表紙と一紙をなして にの部分に後まとした。藤原氏・中臣氏・大中臣氏と判断できる箇所については、傍まとした。藤原氏・中臣氏・大中臣氏と判断できる箇所については、傍まとした。藤原氏・中臣氏・大中臣氏と判断できる箇所にのいては、傍まとした。

즲

- 典拠を未確認。 位下に加階とされているが(大東延和編『新修春日社司補任』一九七二年)、は神拝を遂げている。同年十二月の新陽明門院・大宮院御幸により正五安六年正月七日に五十九歳で没し、辰市祐家が権預より転任して二月に(1) 識語に割注があるように、本記中での正預は千鳥祐貫であるが、翌弘
- 編『大宮家文書調査報告書』二〇一四年)。 吉川聡「大宮家系図について」(奈良文化財研究所・奈良市教育委員会
- いて整理している。 社会』法蔵館、二〇一四年)が近世の幕府・藩による南都史料蒐集につ(3) 幡鎌一弘「権門寺社の歴史と奈良町の歴史との間」(『寺社史料と近世
- 4) 古二三−三八○。史料編纂所架蔵写真帳による
- めぐって」(『叙説』四〇、二〇一三年)に翻刻あり。) 礪波美和子「龍門文庫蔵『春日社家記録』「神木御入洛并御遷座事」を
- の翻刻と紹介」(『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年)。(6) 上野麻彩子・北村章裕・黒田智・西尾知己「『神木動座度々大乱類聚
- を加え、以下は別筆の書継で明応十年(一五○一)が最末になる。函三七号)。文和四年(一三五五)の記事に延文元年(一三五六)の記事(7) 史料編纂所写真帳 [6171.65-25-6] による。前掲注(2)目録未収(甲

- 倉遺文研究』二九、二○一二年)四(担当遠藤)。大宮家文書第五十七括。(8) 松村和歌子・遠藤基郎「大宮家文書の鎌倉時代神木動座関係文書」(『鎌
- 五章でも記事が詳しく扱われる。 (1) 渡邉俊『中世社会の刑罰と法観念』(吉川弘文館、二〇一一年) 第三(
- (『中世の武家官僚と奉行人』同成社、二〇一六年)が詳しい。研究』続群書類従完成会、二〇〇五年)・「六波羅評定衆長井氏の考察」(『八波羅探題については、森幸夫「六波羅探題評定衆考」(『六波羅探題の
- (11) 塚本ともこ「鎌倉時代籍屋制度の研究」(『ヒストリア』七六、一九七(11) 塚本ともこ「鎌倉時代籍屋制度の研究」(『ヒストリア』七六、一九代11) 塚本ともこ「鎌倉時代籍屋制度の研究」(『ヒストリア』七六、一九七
- 本彫刻史論叢』中央公論美術出版、二〇〇〇年、再録)。 五年)および同「高山寺の動物彫刻」(『国華』一〇八九、一九八五年。『日(12) 西川杏太郎「高山寺石水院の神鹿」(『MUSEUM』一七二、一九六
- を参照。(3) 樋口健太郎『中世摂関家の家と権力』第八章(校倉書房、二〇一一年
- のは不審。 七三二、二〇〇〇年)が扱うが、刊本『春日社記録』の傍注に触れない(4) 興福寺の聖僧像については、松永勝巳「湯屋の集会」(『歴史学研究』